

コープシティ桜台自主防災会防災計画

1. 目的

この計画は、コープシティ桜台自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、会員全員の総力をもって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

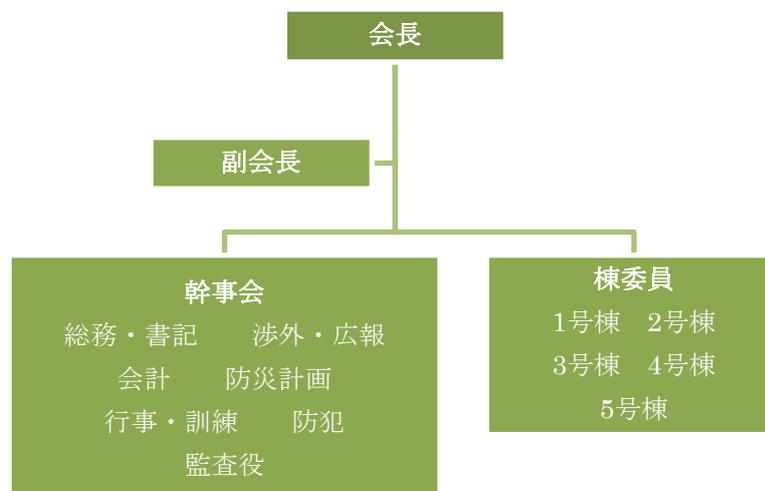
2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

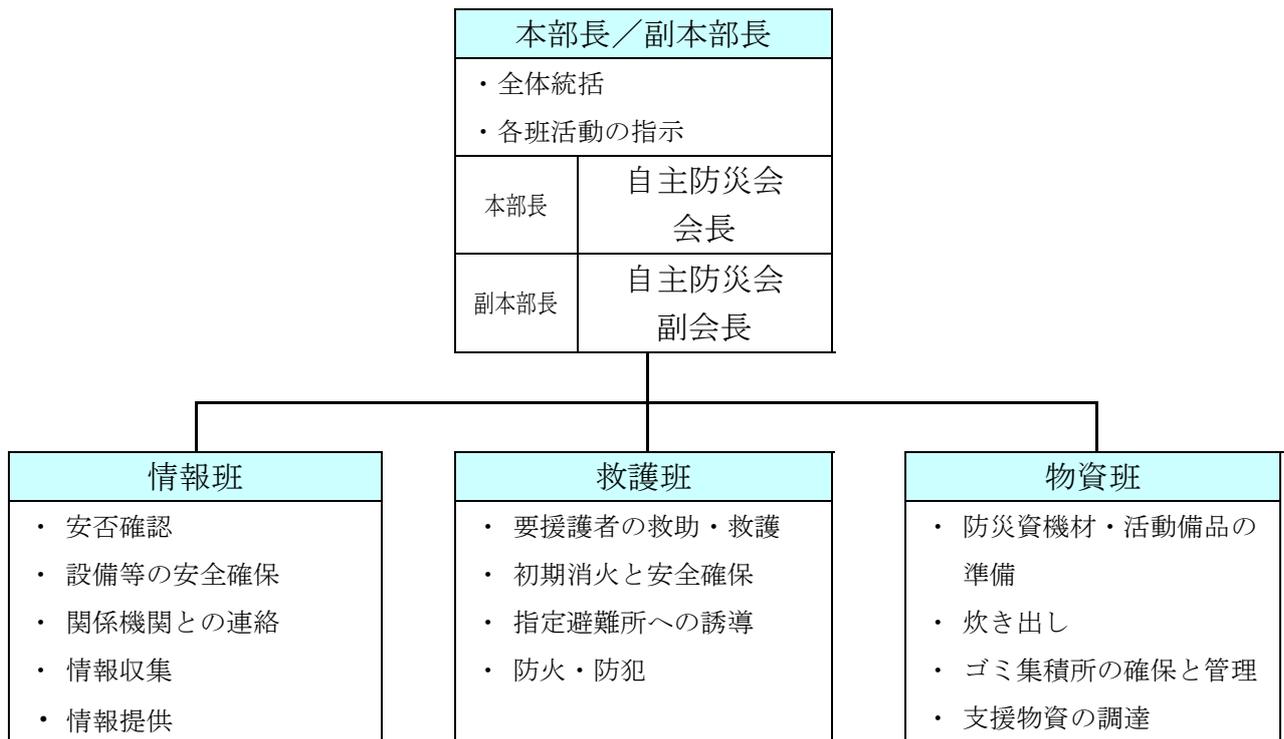
- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事
- (2) 防災知識の普及に関する事
- (3) 災害危険の把握とその広報に関する事
- (4) 防災訓練の実施に関する事
- (5) 災害発生時における情報の収集・情報提供に関する事
- (6) 出火防止、初期消火に関する事
- (7) 災害発生時における救護活動に関する事
- (8) 災害発生時における避難対策に関する事
- (9) 災害発生時における支援物資の調達に関する事
- (10) 防災資機材、防災活動備品及び支援物資等の管理に関する事

3. 防災組織の編成及び任務分担

平常時の防災活動及び災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



災害発生時には、別途定める「コープシティ桜台 震災対応および防災マニュアル」（以下「防災マニュアル」と表記）に定める通り、以下の対策本部を設置して対応する。



4. 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

普及事項は、次のとおりとする

- ア 防災組織及び防災計画に関すること
- イ 地震、火災、水害等についての知識に関すること
- ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること
- オ その他防災に関すること

(2) 普及の方法

防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

- ア 防災マニュアルの配布
- イ 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- ウ 座談会、講演会、映画会等の開催
- エ パネル、ポスター等の掲示
- オ マンションホームページへの掲載

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事に行われる時期に行うほか、随時実施する。

5. 災害危険の把握と広報

災害等に対する予防に資するため、次により地域の災害危険を把握し、その広報を行う。

(1) 災害危険の把握

- ア 災害発生の危険個所等について、白井市、関係官庁、近隣の自主防災組織等と情報の連携を行う。
- イ コープシティ桜台敷地内や隣接区域について、定期的な見回りをを行い危険個所を把握する。

(2) 災害危険の広報

前項で把握した災害危険について、防災知識の普及の一環として広報する。

6. 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いうるようになるため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

個別訓練は、次のとおりとする。

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出、救護訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては、随時実施する。

7. 情報収集・情報提供

災害発生時における、住民の安否確認、設備等の安全確保、関係機関との連絡、情報収集、及び情報提供は情報班が、防災マニュアルに基づいて対応する。

8. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

不注意などによる火災の発生はもとより、大地震時の火災による被害拡大を避ける意味でも、出火防止の徹底を図るため、春・秋の防災訓練時を「コープシティ桜台防災の日」とし、各家庭において、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- イ 可燃性危険物品等の保管状況
- ウ 消火器等消火資機材の整備状況
- エ その他建物等の危険個所の状況

(2) 各家庭での初期消火

各家庭で火災を出したり見つけたりしたら大声で発生を知らせ、協力を求める。
消火器やぬれタオルなどでの初期消火が可能である場合は、それらを利用して初期消火を行う。初期消火が困難である場合は避難して消防署へ通報する

9. 救護活動

災害発生時における、初期消火と安全確保、エレベーターの閉じ込め確認、室内に閉じ込められた居住者の救出、災害時要援護者や負傷者等の救護・救援、指定避難所への誘導、出入口の管理、建物・設備の安全管理、および防犯活動等は救護班が、防災マニュアルに基づいて対応する。

10. 避難対策

震災発生や火災の延焼拡大等により、避難の必要が生じたときは、次により避難を行う。

(1) いっとき避難場所への避難

大震災（概ね震度6以上）発生時には、会員は必要に応じてマンション内の「いっとき避難場所」に避難する。「いっとき避難場所」は管理棟および管理棟前通路とし、管理棟および管理棟前通路の使用が困難な場合は、南側エントランスノードとする。

(2) 避難誘導

災害時要援護者や負傷者のいっとき避難場所への避難誘導、住戸内に留まることが困難な居住者の指定避難所への誘導は救護班が対応する。

(3) 避難命令及び避難指示

白井市長の避難命令が出たとき、又は対策本部長が必要と認めたときは、対策本部長は全会員に対し指定避難場所への避難を指示し、会員はこれに従う。対策本部長が不在かつ指示できないときは、防災マニュアルに定める代理者がこれを行う。

(4) 指定避難場所および避難路

ア 指定避難場所 桜台小・中学校

イ 避難路 市道 00-133 号（コープシティ桜台北側）および市道 26-101 号（コープシティ桜台エントランスノードから桜台センターへの歩行者専用道路）。ただし、通行不能等の場合は適宜迂回する。

11. 要援護者への支給物資の配給

災害発生時に要援護者へ食事提供等が必要な場合は、物資班が防災マニュアルに基づいて対応する。

12. 防災資機材、防災活動備品及び支援物資等の管理

災害発生時における、防災資機材・活動備品の準備、炊き出し、ゴミ集積所の確保と管理、支援物資の調達等は物資班が防災マニュアルに基づいて対応する。

(1) 防災活動に用いる備品等については、防災マニュアルの「4. 名簿・防災活動備品・備蓄物資リスト」に定める通りとする。

(2) 定期点検

毎年2月第4土曜日を全資機材の点検日とする。

改定履歴

	改訂時期 承認総会	改訂対象	内容
初版	2013年4月21日 自治会総会 2013年6月2日 管理組合総会		新設
2版	2014年4月20日 自治会総会 2014年6月8日 管理組合総会	全文	① 平常時の組織や活動と、災害発生時の組織や活動を区分。 ② 「防災マニュアル」と整合をとり、災害発生時の活動の主体を改定。 ③ 災害発生時の避難場所として「いっとき避難場所」を追加。